

【2019年10月27日付 紀州新聞掲載分】

シリーズ「コメディカルの現場から」①

「重症心身障害児者の在宅支援」

独立行政法人国立病院機構 和歌山病院
療育指導室 主任保育士 川村 康世

今シリーズでは、医療を支える専門分野を担う各コメディカルの現場から、みなさんにご紹介したい内容を全6回に渡り連載いたします。第1回目は重度の障害を持つ方を支援する「療育指導室」からの話題です。和歌山病院には重症心身障害児者病棟があり、重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持った方160名が入院しています。また、在宅支援サービスとして同じく重症心身障害児者を対象とした短期入所事業、通所支援事業、巡回相談を実施しています。今回は在宅支援サービスをご紹介します。

一つ目は「短期入所事業」です。このサービスは自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭等の理由により介護を行うことができない場合に、短期間入所し、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を受けることができます。このサービスは介護ができない場合の緊急時のみでなく、定期的に利用することで介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。また、短期入所利用中は、少しでも楽しい時間が過ごせるよう、入院している患者さんと一緒に音楽活動を行ったり、季候のよい時期には外気浴を行ったりなど、療育活動も実施しています。

二つ目は「通所支援事業」です。このサービスは家庭から病院に通い、9時45分から15時45分までの中で、療育・行事活動の提供をメインとする他、身体機能の維持・向上を目指して、食事や排せつ、機能訓練等、様々なサービスの提供を行っています。対象事業は18歳以上の方は「生活介護」、小学部から高等部までの方は「放課後等デイサービス」、就学前の方は「児童発達支援」となります。生活介護では日常生活上必要な支援や、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行います。放課後等デイサービスでは、学校終了後や夏休み等、学校の長期休暇中において、自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを行います。児童発達支援は、日常生活における基本的動作を身につけるとともに、療育活動に参加する中で、自活に必要な知識や技術を習得し、集団生活への適応力を養います。

三つ目は「巡回相談」です。巡回相談は、日高圏域、有田圏域、海草圏域の3圏域において重症心身障害児者の家庭を訪問します。看護師が訪問する際は、血圧測定などの健康チェックの他、在宅生活で行う医療的ケアについての心配事などの相談に応じます。保育士・児童指導員が訪問する際は、各家庭の状況に応じた家庭内療育の実施の他、成長発達に関する遊びの相談、短期入所等の利用相談などに対応いたします。

和歌山病院では、重度の障害を抱えている方の在宅生活を少しでもサポートできるよう、入院支援のみならず今回ご紹介した在宅支援サービスの提供に努めています。サービスの対象者は、全て重症心身障害児者に相当する方です。身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1、A2、障害支援区分5～6に相当する方が対象です。各種在宅支援サービスを実際

に利用される場合は、色々な手続きが必要となりますので、利用をお考えの方は和歌山病院療育指導室までお問い合わせください。